

お尋ねの件

各地舉子仲度分等

甘子善任ノ案ヲ認ム

シメカレルカノ可能の見

上策ト先考任官ノ案件

ニシテ様出尊院ニ供

道中見且ハ東京同志

以訪同中上ノ見見際

余任ルニ苦ヲ石白明

裁^ノシテラレ月満解決

ノ旨法以初示物也ルキ

トトト大望ノ能士也

櫻葉雨露都所ノ件ニ就テ

未人及ヒ信事君ヨリノ

時々ノ報道ニ依リ外務

本人及び信常君のり
時々ノ報道ニ依リ外務
省ニ於テ彼レ是レ中ニ
出テレシハ越キノ大軍
竟ニ後解ノ為メカト存
亦式ハ全非ニシテモ何
モ可ナリト存ル可ク候
且外相ノ示ハ適宜
附櫻井ヲシテ一日モ早ク
電報部各キ執行セシ
メラレバ惣ノ終結
未件カ否定直大ニ
係ルルコト位ニ誤解ニ
ガレハ外務省ニ於テ解
セカル理由ハ直ニ免之
思フヤ死ニ
有地ニテハ陰謀團若クハ

愚年一死を以

当地に於ける陰謀團若し

敵中より、奸策を以て

一其路に毎り、如く其間

内閣更迭、了り、吹聴

か、此の危を以て、出立所

慮相伺とら、通り、今日

博合斯、カル年、意義、政

変、ハ、毛、之、ト、ト、批、定、信、

共、一、万、々、一、ニ、モ、ト、抱、辱、ヲ、
抱

平、ん、了、モ、有、之、ん、百、年、蛇、足

一、策、呈、送、為、慮、相、伺、と

有、其、故、を、着、レ、内、閣、更、迭

一、事、何、つ、レ、カ、存、在、ス、ル、を、

ア、リ、ト、ス、レ、ハ、本、年、末、ノ、議、會

ニ、於、テ、何、う、カ、貴、族、院、ノ、陰

謀、團、が、立、野、ノ、敵、中、に、ト、

に於ては、久しく貴族院の陰謀
謀固が立野の敵黨ト追
合し種々タル悪策ヲ運
びし際、衆議院は、其の
衝突ヲ、其の數ノ見易キ
所ニ以テ、其ノ時ニ際
し、豫て是れ案ヲ同
意し、是れ如何ク此ノ時
國下ノ主意見内閣ノ大
相トシテ、其ノ議院
一歩モ假赦スルコト無ク
最上ノ政策ニシテ、且ツ
議院大多數ノ同意ヲ得
以上ハ、其ノ大要ニシテ、
之ハ、内閣ノ組織スル
受合ハ、我レハ、不

之由：内閣ヲ組織スルコトヲ

受合ハレシ我ハ不仕シ

逐一 陛下：伏差シ

際ヨク内閣ヲ退クベシ若シ

肯じ得ザレハ汝等ノ異

議ヲ撤解セヨトテヤキク

正々ノ態度ヲ以テ所リ致

ハケレハ下 若ク初シメラ

シ憲政体ノ本義ヲ存輝

スベシ其ノ故ハ彼レ愚昧

者尙ホ時勢ニ暗ク罔

下ノ後ヲ引受クルコト

カ輿論ノ反對ヲ受ケテ仰

不具時ニ全威スベシ若

ホテ元老モ (輿論ニ接觸

セラル) 中々後院モ其他

亦テ元老モ（奥論ト接觸

セラル）是後院モ其他

官僚ノ古手及ビ奥後院

代表セラル政權半在者

ハ皆屏息シテ路ニ初シテ

奥後院ノ代表セルモ室内

閣ノ存立ヲ見ルストアノ或

ハ亦々衆議院ハ其後

議國策ニ相叶ハルハ

之レヲ解散シテ閣議奥論

ヲ回フノ道アレバ日本現下

制存ニ於テハ是後院ノ不審

ヲ矯正スルハ陛下及人

ノ大権ニ屬スルヲ以テ閣下

ニ於テモ直接又ハ間接

モ是モモ差上の内情ノ存

在セズシテ

陛下御一人

モ是モ差上の内情ノ存
在セバシラ 陛下御一人
以テ御ヨリ貴族院ハ
陛下ノ直屬ナルヲ以テ其
ノ不明ヲ正スハ 朕が案
祖ニ對シ且ツ臣民ニ對スル
義務ナリトノ以テ觀念ヨリ
貴族院ニ對シ大詔降
下ノ了モアリトスレバ此ノ時
ヨリ初メテ君徳ノ威ヲ
國民ニ示シ日本特殊ノ立
憲政体ヲ有動スルコトト
成リ上ハ 君徳ヲ旺ンテ
之下ハ是レ後院ヲシテ各々
其ノ地位ニ安んじラヌ其ノ
同ニ存在セバ不逞ノ徒ヲ
徴心罪スルノ大綱ヲアラワス

同：仕在ル不逞ノ徒ッ
微心罪スルノ大綱ヲアラワス
ストアリシ然ルモハ議會同
今以來今日迄テ國民全
体ノ希望シテ達シ得ザレ
神正ナル立憲政体ノ實
現ヲ見ルニ至ランカ其時：
亦ラ初メテ閣下カ立憲ノ
大宰相タル其名ヲ遺サ
レ後輩ニ範ヲ垂レ賜フ
ニ至ルベシ之レ即ハケ有意
義ノ辭職ニアラズヤ今
ニ於テ素内伯カドウノ其ノ
他カドウノト申シテ万々一
ニ己内滿タル美名ノ下ニ立
立憲的ナラハル内閣ノ更迭ヲ
以認者アリ也

一定的なるル内閣ノ更迭ヲ

以認者 P. 250 11 時 11 先

般閣下カ留任致セルハ大

精神ヲ以有ルニトト相

成リテハ生ハ國ノ為大國

下ノ為大取ラセル所ニ以

ハ生カ日夜寤寐忘味ノ同ガニ

モ念頭ヲ離レサルモノハ

乃在職中ニ於テ對支政

策ノ大根本ヲ確立シ之レト

昔ニ歐洲ノ大難ニ卷加セ

ル大精神ヲ示輝ニ閣下

ヲシテ日本^建國^以来ノ大宰相

タラシメタキコトハ如何ナル故

ナルカハ知ラレシモ生滿腹

ノ新鋭ニ以中々之レ他ノ

ノ中善ガ至誠奉ニ

十レカハ知ラレシニハ生満腹

一祈願ニ以テ之レ他ノ

ノ中善ガ至誠者ニ

此ノ子ヲ真特ニ囑ルヒテ

止マズ

閣下様ニ誠慮ヲ垂レ

始メ

伏申

大正五年七月廿九日

礼大進 古物志

柳山方義

候旨付

大隈侯信殿

閣下